

令和7年度第10回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和8年2月4日（水）

午前9時30分から

岡崎市役所 福祉会館6階 大ホール

2 会議に付した議案

(1) 議案

議案第70号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第71号 買受適格証明願について（5条）

議案第72号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第73号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

議案第74号 非農地通知交付申請について

議案第75号 農用地利用集積等促進計画について（意見）

議案第76号 農用地利用集積等促進計画について（要請）

(2) 報告

報告第44号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について

報告第45号 現況証明願について

報告第46号 農地の改良のための届出の受理について

報告第47号 農地の転用のための届出の受理について

報告第48号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

報告第49号 農地転用許可後の事業計画変更（5条）の承認について

3 出席委員

（農業委員）

1番 石川 修次、2番 木俣 壽人、3番 酒井 功二、4番 柴田 若江

5番 竹田 圭一、6番 浅岡 治徳、7番 太田 智代、8番 太田 政俊

9番 神谷 六雄、10番 酒井 美明、11番 成田 恭淑、12番 保田 眞吉

13番 加藤 健一、14番 内藤 成一郎、15番 二村 誓也、16番 羽根田 正志

17番 片岡 幸雄、18番 近藤 靖一、19番 鈴木 泰孝

（農地利用最適化推進委員）

20番 市川 充、21番 小野 盛光、22番 中根 良夫、23番 太田 立身

24番 倉橋 寿樹、25番 畔柳 雅人、26番 柴田 享、27番 原田 隆志

28番 太田 昌宏、29番 高木 政昭、30番 八田 導英、31番 加藤 良則

32番 畔柳 則宏、33番 新家 和義、35番 阿部田 光春、36番 鈴木 安光

37番 山口 和雄、38番 山内 隆一

4 欠席委員

なし

5 出席事務局職員等

- (1) 農業委員会事務局 事務局次長、主査、主事
- (2) 農務課 主査、主事

6 議事の内容

会長：それでは、ただ今から農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員はございません。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者2名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員：（異議なし）

会長：それでは10番の酒井 美明委員と11番の成田 恭淑委員をお願いいたします。それでは議事にしがいて、議案第70号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って20件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見ををお願いします。なお、申請番号64番は山内委員が申請代理人となってみえます。そちらについて後程審議しますので、それ以外の番号について調査担当委員の意見ををお願いいたします。

石川 委員：申請番号46番 調査年月日は令和8年1月25日。本案件は、譲渡人が高齢となり農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が自宅から近く好都合である申請地を譲り受け、営農の拡大をしたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

酒井(美) 委員：申請番号47番 調査年月日は令和8年1月27日。本案件は、共有者の1人である兄（譲受人の父）からの申し出があったこと、居住地が遠く将来にわたって管理、利用できないことから、大学で農業について学んできた譲受人が、自宅の隣にある申請地でこれまで以上に父母に協力して耕作し、将来的には引き継いで管理、耕作を続けていきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号48番 調査年月日は令和8年1月27日。本案件は、譲渡人が相続で農地を取得したが、東京在住で耕作困難であり、また、後継者もいないため、譲受人が自宅か

らも近く好都合である申請地を譲り受け、今まで以上に農業に精進したいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号 49 番 調査年月日は令和 8 年 1 月 27 日。本案件は、譲渡人が相続で農地を取得したが、東京在住で耕作困難であり、また、後継者もいないため、譲受人が自宅からも近く好都合である申請地を譲り受け、今まで以上に農業に精進したいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

加藤(健) 委員：申請番号 50 番 調査年月日は令和 8 年 1 月 27 日。本案件は、譲受人が平成 26 年より申請地にて営農型太陽光発電事業を行っており、本事業を継続するため、パネル部分について区分地上権を再設定したいというものです。調査の結果、申請地及びその周辺農地にかかる営農条件に支障を生ずる恐れはないと認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

近藤 委員：申請番号 51 番、52 番、53 番 調査年月日は令和 8 年 1 月 26 日。本案件は、岡崎漆プロジェクトにおける漆の栽培試験研究地として、肥培管理し、漆を生育して、樹液を採取・利用するというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

中根 委員：申請番号 54 番、55 番 調査年月日は令和 8 年 1 月 26 日。本案件は、岡崎漆プロジェクトにおける漆の栽培試験研究地として、肥培管理し、漆を生育して、樹液を採取・利用するというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

太田(立) 委員：申請番号 56 番 調査年月日は令和 8 年 1 月 24 日。本案件は、譲渡人が農地を維持管理していくことが難しいため、令和 8 年 7 月頃に申請地の隣地に転居を予定している譲受人が、耕作に便利のため農業従事者である親族から指導を受けながら営農を継続したいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

原田 委員：申請番号 57 番 調査年月日は令和 8 年 1 月 22 日。本案件は、譲渡人が農地を維持管理していくことが難しいため、近隣で芋を作るための農地を探していた譲受人が譲り受け、今後も農業経営に精進したいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

畔柳(則) 委員：申請番号 58 番 調査年月日は令和 8 年 1 月 25 日。本案件は、譲渡人が農地を維持管理していくことが難しいため、至極健康で農作業が可能である譲受人の妻が、自家消費用の米を所有農地で収穫して、今まで以上に農業に精進したいというものです。

調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

阿部田 委員：申請番号 59 番、60 番、61 番、62 番、63 番 調査年月日は令和 8 年 1 月 26 日。本案件は、岡崎漆プロジェクトにおける漆の栽培試験研究地として、肥培管理し、漆を生育して、樹液を採取・利用するというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

山内 委員：申請番号 65 番 調査年月日は令和 8 年 1 月 24 日。本案件は、岡崎漆プロジェクトにおける漆の栽培試験研究地として、肥培管理し、漆を生育して、樹液を採取・利用するというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。次に、申請番号 64 番を審議するため、山内委員には一度退室していただきます。

(山内委員退出)

会長：それでは、申請番号 64 番について調査担当委員の意見をお願いいたします。

山口 委員：申請番号 64 番 調査年月日は令和 8 年 1 月 26 日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、令和 5 年に古民家に移住し、隣地の農地も同時に購入し耕作をしてきた譲受人が、さらに規模拡大を目指して本格的に農業経営をしたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。それでは、山内委員には入室していただきます。次に、議案第71号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(買受適格証明願について、議案書に沿って2件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見ををお願いします。

木俣 委員：申請番号1番 調査年月日は令和8年1月25日。本案件は、現在自家用車を5台、バイクを1台所有しているが、自家用車2台分を自宅から離れた場所に駐車しており、子どもを連れて車を取りに行く際、交通量の多い道を横断する必要があり危険なため、自宅に近い申請地を駐車場として利用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号2番 調査年月日は令和8年1月25日。本案件は、現在自家用車を4台所有しているが、自家用車2台分を貸駐車場に、1台分を農業用として所有農地に駐車しており、今回自宅に近い申請地に自家用車を集約したいため、駐車場として転用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

事務局：事務局よりこの買受適格証明願について説明させていただきます。今回は公売の案件になります。裁判所の競売についても同じ証明が必要になりますが、公売や競売に参加して落札した後、調整区域であれば農地法の許可、市街化区域であれば届出が必要になります。ただ、落札したものの許可を受けられないとなってしまうと公売、競売が意味のないものになってしまうので、公売、競売が行われる際に必要な添付書類として事前に証明するというものです。今回、どちらかが落札された後、農地法5条の許可申請が出てきますが、内容が大きく変わることがあれば別ですが、よほど同じ内容で出てくるので、事務の迅速化を図るため、許可をし、総会で報告という流れになります。

会長：ありがとうございました。その他ご質問はございませんか。

酒井(功) 委員：確認ですが、この1筆の土地に対して2人出たということは、今後2人が競合する可能性があるということですね。

事務局：その通りです。

会長：ありがとうございました。その他ご質問はございませんか。

加藤(健) 委員：今後2人が公売に参加するにあたって、事前に農地法の許可が受けられるかどうかということですね。

事務局：その通りです。

加藤(健) 委員：今回の2人は非農家の方でしょうか。

事務局：そうです。今回の2人は、申請地のすぐ横と向かい側に住んでいて自家用の駐車場として利用したいという方々です。

加藤(健) 委員：非農家で、農地を所有してない方ですか。

事務局：そうです。いずれも転用案件になります。

会長：ありがとうございました。その他ご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、証明するものとしします。なお、その後の事務処理の迅速化を図るため、当該買受適格証明書の交付を受けた者が最高価買受申出人となり、当該許可申請書を提出した場合において、事情が異なっていると認めた場合を除き、許可をするものとしします。次に議案第72号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って4件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見ををお願いします。

加藤(健) 委員：申請番号76番 調査年月日は令和8年1月27日。本案件は、平成26年より申請地にて営農型太陽光発電事業を行っており、本事業を継続したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

倉橋 委員：申請番号 77 番 調査年月日は令和 8 年 1 月 24 日。本案件は、現在賃貸住宅で暮らしているが、家財が増え手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

新家 委員：申請番号 78 番 調査年月日は令和 8 年 1 月 22 日。本案件は、以前から宅地として利用していたが、住宅の建て替えを行った際に申請を怠っていたことを知り、これまでと同様に宅地として利用したいため是正したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

山口 委員：申請番号 79 番 調査年月日は令和 8 年 1 月 26 日。本案件は、現在実家で暮らしているが、生活時間帯の違いにより日常生活にズレがあるため、独立した生活基盤を確保すべく、申請地に自己用住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。次に、議案第 73 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、議案書に沿って 1 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見ををお願いします。

酒井(功) 委員：申請番号 14 番 調査年月日は令和 8 年 1 月 24 日。本案件は、申出事由の生じた方が、病気をされ体調不良により農業に従事することができなくなったことによるものです。調査の結果、対象者の方は経営主として農作業を行っていたことが確認できました。よって、農業の主たる従事者に該当しますので、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、証明するものいたします。次に、議案第 74 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(非農地通知交付申請について、議案書に沿って 3 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

中根 委員：申請番号 12 番、13 番、14 番 調査年月日は令和 8 年 1 月 27 日。現地で確認したところ、当該地については人が立ち入ることが困難なほど山林化しており、今後農地として利用するのは不可能な状況でした。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、非農地と認定し、通知するものいたします。次に、議案第 75 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積等促進計画(意見)について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、支障ないものとします。次に、議案第 76 号を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積等促進計画(要請)について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、要請するものとします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、報告書に沿って説明を行った)

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について	5 件
現況証明願について	3 件
農地の改良のための届出の受理について	2 件
農地の転用のための届出の受理について	3 件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	12 件
農地転用許可後の事業計画変更（5 条）の承認について	1 件

会長：本件につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。
これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

—午前 10 時 30 分終了—

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員（10 番）

岡崎市農業委員会委員（11 番）